

皆さんからの東日本大震災被災者に対する支援に感謝します

市では、社会福祉協議会との連携により、東日本大震災の被災者支援として市民の皆さんから義援金の募集をしています。義援金は、9月30日現在で39,387,989円となり、日本赤十字社に送付しました。また、義援金以外にも、市が設置した一時避難所に避難した被災者などに対する食事や物資、住居の提供など、さまざまな形で市民の皆さんから温かいご支援をいただきました。

市内には、現在も同震災により避難生活を続けている方がいます。皆さんのこれまでのご支援、ご協力に感謝するとともに、今後とも温かいご支援、ご協力をお願いします。

▶問い合わせ 福祉課社会福祉担当(内線267)

放射線量の測定を行っています

市内における放射線量の状況を把握、監視するために放射線量の測定を定期的に行っています。測定値については、市ホームページや地域公民館でも公表しています(土・日曜日、祝日を除く)。

放射線測定値(参考値)

・測定個所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル

測定日	測定時間	天候	測定値 (マイクロシーベルト)
10月17日	午前9時	晴れ	0.11
	午後3時	晴れ	0.10

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

税務署からのお知らせ

～公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について～

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

詳しくは、行田税務署に問い合わせください。

▶問い合わせ 同税務署 ☎556-2121

雑損控除等の個別相談会について

東日本大震災で住宅や家財などに損害を受けた方は、震災特例法の施行により、平成22年分の所得税の全部または一部を軽減することができる場合があります。

行田税務署と税務課では、次のとおり雑損控除等の個別相談会を開催します。

開催月日	開催場所	開催時間
11月21日(月)	商工センター401研修室	①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分
11月25日(金)	商工センター401研修室	①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分

▶持ち物 平成22年分または平成23年分で雑損控除を受けられる方は、次の書類をご用意ください。

- (1)被害を受けた資産、取得時期、取得価額が分かるもの(建物の請負契約書など)
- (2)被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書など)
- (3)被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などが分かるもの(請求書、領収書など)
- (4)被害を受けたことにより受ける保険金などの金額が分かるもの(保険金の支払通知書など)
- (5)市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- (6)税金が還付となる場合に、還付金を受け取る申告者名義の預貯金の口座番号などが分かるもの(預貯金通帳など)
- (7)平成22年分所得税の確定申告書を提出していない方は、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かるもの
 - ・所得の内容(事業所得・不動産所得のある方は収入金額、必要経費、会社に勤めている方は、給与所得の源泉徴収票など)が分かるもの
 - ・国民健康保険税、介護保険料などの支払額の分かるもの
 - ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - ・生命保険料、地震保険料などの支払証明書
 - ・配偶者特別控除を受けられる方は、配偶者の収入の分かる書類
- (8)平成22年分の所得税の確定申告書を提出した方は、平成22年分の確定申告書の控え
- (9)印鑑
- (10)その他(被害を受けた資産の写真があれば参考にお持ちください)

※生計を一にする親族に所得金額が38万円以上の方がいる場合、その方についても同様の書類が必要となります。

※所得金額や損害金額が少ない場合は軽減などの対象とならない場合があります。

▶その他 行田税務署では、震災関係の相談を相談会開催日以外でも予約制で受け付けていますので、問い合わせください。

▶問い合わせ 同税務署 ☎556-2121または同課市民税担当(内線231・232)

事業主の皆さまへ

個人住民税の特別徴収をお忘れなく!

埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです



所得税と同様に給与からの徴収が義務付けられています。

「彩の国」さいたま 埼玉県 行田市

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231・232)